

福岡県公報

平成26年11月25日
第3648号

目次

告示(第974号・第975号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	1
公 告		
○土地区画整理事業の施行の認可	(都市計画課)	1
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
○救急病院等の名称の変更	(医療指導課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	4
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	4
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5

告 示

福岡県告示第974号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年10月福岡県告示第1788号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可

したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
昭和33年1月16日から平成32年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成24年10月福岡県告示第1788号の事業地に同じ
 - 使用の部分
平成24年10月福岡県告示第1788号の事業地に同じ

福岡県告示第975号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
中間市大字上底井野319番4の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公 告

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、筑後市前津木ノ下土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

2 事業施行期間

認可日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

筑後市大字前津字松葉、字木ノ下及び字堂免の各一部

4 事業の名称

筑後市前津木ノ下土地区画整理事業

5 事務所の所在地

八女市蒲原988番28

6 施行認可の年月日

平成26年11月12日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 土地区画整理事業の施行に関する公告の方法

施行地区内の掲示板に掲示する。

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年11月25日から同年12月9日までの間縦覧に供する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市下宮永町 柳川市佃町783 柳川市佃町724	山田 正一 武末 敏紀 堤 安廣	東宮永	柳川漁業協同組合

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ときめき

(2) 代表者の氏名

豊福 修治

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市山川町1654番地 山川荘102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、老若男女や地域住民に対し、ひきこもりや、高齢者の支援、地域活性化する為の支援、知識的なスキル活動、身体を動かす健康活動に関わる事業を実施することにより、広く社会に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人スローフード協会筑後平野

(2) 代表者の氏名

平川 武

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市東町26番地15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、個性豊かな地域の「食」を発見し、人が生きてゆくうえで欠かすことのできない食の文化を普及し、もって公共の福祉の増進及び地域づくりに寄与することを目的とする。

公告

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大牟田記念病院	大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841	平成26年7月1日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人WING福岡

(2) 代表者の氏名

松藤 健一

(3) 主たる事務所の所在地

柳川市大和町中島1873番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中高生を主とする青少年あるいはそれを支援する地域の人々に対して、アジアの国々の青少年を主とする人々との交流に関する事業を行い、国際化の進展する社会の中で、自分で学び、自分で考え、自分で判断し、指導力が発揮できるような人間を育てる事に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦889番65
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市日の里七丁目25-13サンヒルズ203

谷口 雄太

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成26年11月25日

三池港港湾管理者 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示し、平成25年10月福岡県公報第3537号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画（新規）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
内港南	1	緑地

(2) 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
内港南	68	工業用地
	1	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 大牟田市小浜町24番地1 福岡県南筑後県土整備事務所
- 大牟田市新港町1番地 福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成26年11月25日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成25年3月福岡県公報第3479号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
南港	埠頭用地	面積13ha	既定計画の変更計画

(2) 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
南港	44	埠頭用地
	0	港湾関連用地
	382	工業用地
	13	交通機能用地

(3) 大規模地震対策施設計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
南港	緑地	面積3.9ha	既定計画の変更計画
	臨港道路	臨港道路南港2号線	既設

2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第10項の規定に基づき、芦屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成26年11月25日

三池港港湾管理者 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

芦屋港港湾計画（昭和54年5月福岡県公報第7801号によりその概要を公示し、平成25年5月福岡県公報第3498号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
芦屋	10	緑地

(2) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
芦屋	10	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 北九州県土整備事務所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年11月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人建築支援会・福岡

(2) 代表者の氏名

時川 喜八郎

(3) 主たる事務所の所在地

太宰府市青山一丁目3番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、定年退職によって組織を離れたものの、健康面、技術面で自信も意欲もある建築技術者が、堅実で使い勝手の良い建物を作り上げる熟練の技と、組織内で活躍した人々の経験から成り立つ建築技術を活かし、再度、地域社会に知識等の還元するとともに、次の世代へこの知識を継承させる為の活動の場を作り出すことで、有能な人材としての、高齢者の活動を支援し、設計や施工監理等の建築関連業務への参加を組織として行っていくことにより、地域社会に貢献することを目的とします。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年11月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人楽農人

(2) 代表者の氏名

富吉 袈裟右衛門

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡志免町向ヶ丘二丁目4番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の自然や文化、人材を活かした循環型社会、持続可能な社会実現のため、『自給自足の社会創り』の理念をもって、その施策、提言等を行い、関連する事業を实践することにより、古きよき時代の再生に寄与することを目的とする。